

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年12月3日（令和2年（行個）諮問第190号）

答申日：令和4年2月3日（令和3年度（行個）答申第130号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「令和2年特定日の請求人の申告（特定事業場に対する解雇制限，違法な時間外労働）に係る申告処理台帳及び添付書類一式（特定労働基準監督署）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，令和2年6月10日付け宮労発基0610第1号により宮城労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

特定事業場の法違反に対し，特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）は是正勧告書を当該事業場に対し通知した。しかし，特定事業場からは，要求された是正報告書を提出するどころか，行政処分をしたら，監督署，すなわち，国を訴えろとまで言ってきた。この行為自体も明らかな法違反である。それと同時に，理由もない特定事業場のこの行為は，精神疾患の私の状況をより深刻なものにさせていることを強く申し上げておく。

私個人の情報で肝要と思われる部分が全て黒塗りになっている。これでは，理由もない不当な当該事業場の行為を助長させていると思われるも仕方ない。私個人の情報であるから，開示請求の要件に則った当然の私人の権利である。それでも不開示というなら，開示請求についての法の趣旨を逸脱するものと言わざるを得ない。よって，私個人の情報全てを速やかに開示することを請求する。以上が審査請求の主な理由である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による訂正は、文書4②の不開示情報該当性として法14条2号を追加するものであり、下線部で示す。）。

- (1) 審査請求人は、令和2年5月28日付け（6月1日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年9月10日付け（同月11日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分の一部を開示することとした上で、その余の部分については、不開示とすることが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、具体的には、別表に掲げる文書1ないし5の各文書である。

なお、本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、下記ア及びイに掲げる情報は、審査請求人の個人に関する情報ではなく、審査請求人個人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

ア 担当官が作成又は取得した文書（文書4①）

文書4は、労働基準監督官（以下「監督官」という。）が事務処理のために作成又は取得した文書であるが、文書4①には、審査請求人個人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

イ 特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書（文書5①）

文書5は、申告処理に当たって特定事業場から特定監督署に提出された文書であるが、文書5①には、審査請求人個人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

(2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

ア 申告処理台帳及び続紙（文書1）

労働基準関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、監督官に申告することができることとされている。監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し、臨検監督等の方法により労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認め

られた場合には、その是正を指導する。申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に、受理年月日、処理着手年月日、完結年月日、完結区分、申告処理台帳番号、受付者、担当者、被申告者の事業の名称、所在地、事業の種類及び事業の代表者、申告者の氏名、住所及び事業場内の地位、申告事項、申告の経緯、申告事項の違反の有無、倒産による賃金未払の場合の認定申請期限、違反条文、移送の場合の受理監督署及び処理監督署、処理経過直接連絡の諾否、付表添付の有無、労働組合の有無、労働者数、申告の内容等の記載欄がある。

また、申告処理台帳続紙には、一般的に、処理年月日、処理方法、処理経過、措置、担当者印、副署長・主任（課長）印、署長判決等の記載欄がある。

文書1①には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記載されている。当該情報は、法14条2号本文前段に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

当該部分には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、これを開示すると、当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、当該部分には、法人に関する情報であって、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものが含まれており、これらは通例として開示しないこととされているものである。このため、当該部分は、法14条3号イ及びロに該当し、不開示とすることが妥当である。

当該部分は、これを開示すると、申告処理における調査の手法が明らかになり、検査事務という性格を持つ監督官が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなどのおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、当該部分には、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これを開示すると、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法14条6号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 監督復命書（文書3）

監督復命書は、監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書である。当該文書は、一般的には、監督復

命書の標題が付され、完結区分、監督種別、整理番号、事業場キ一、監督年月日、労働保険番号、業種、労働者数、家内労働委託業務、監督重点対象区分、特別監督対象区分、外国人労働者区分、企業名公表関係、事業の名称、事業場の名称、所在地及び代表者職氏名、店社、労働組合、監督官氏名印、週所定労働時間、最も賃金の低い者の額、署長判決、副署長決裁、主任（課長）決裁、参考事項・意見、No.、違反法条項・指導事項・違反態様等、是正期日・改善期日（命令の期日を含む）、確認までの間、備考1、備考2、面接者職氏名、別添等の記載欄がある。

(ア) 監督復命書のうち下記（イ）を除く部分

文書3①の監督復命書の「労働者数」、「労働組合」、「週所定労働時間」、「最も賃金の低い者の額」及び「参考事項・意見」の各欄には、監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらは監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

当該部分には、特定事業場が特定監督署との信頼関係を前提として、監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これを開示すると、当該事業場を始めとする事業場と監督官との信頼関係が失われ、今後関係資料の提出等について非協力的となり、監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらには法違反の隠ぺいを行うなど、監督官が行う監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、当該部分には、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これを開示すると、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法14条6号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の一部

当該部分には、監督指導を実施した後の事案全体の事後処理方針に係る所属長による判決及びこれに関する担当官の意見が記載されている。

「署長判決」欄において、所属長は、監督復命書に記載された各

種情報及び「参考事項・意見」欄に記載された担当官の意見も踏まえて、「完結」、「要再監」、「要確認」、「要是正報告」及び「要改善報告」の5つの区分から事案の処理方針を決定する。「完結」とは、監督指導を実施した事業場において、労働基準関係法令違反やその他の問題点がないため行政指導の必要がなく処理終了とする場合、又は非常に重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため行政指導には馴染まず、刑事手続に移行する場合に行う判決、「要再監」とは、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該事業場に対して再び監督指導を実施することによって確実に行うべきとする判決、「要確認」とは、「要再監」には至らないものの悪質な法違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該事業場から客観的な資料の提出を求め、それによって確実な確認を行うべきとする判決、「要是正報告」とは、「要再監」又は「要確認」以外の法違反が認められるため、当該事業場からの是正の報告をもって処理終了とすべきとする判決、「要改善報告」とは、労働基準関係法令違反ではないものの、労働環境の改善に向けた指導すべき事項が認められるため、当該事業場からの改善の報告をもって処理終了とすべきとする判決である。

当該部分は、これを開示すると、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、当該部分には、監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で事業場から任意に提供された情報が含まれており、これらは通例として開示しないこととされている。当該部分は、法14条3号イ及びロに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、当該部分は、これを開示すると、行政内部の意思決定の経過等が明らかになることから、行政が自由率直な意見の記載や検討を控えるなどの影響を受け、これらを通じて形成されるべき行政としての公正で中立な意思決定が妨げられるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 担当官が作成又は取得した文書（文書4）

（ア）文書4②には、監督官が特定事業場に対して行った是正勧告に関する情報が記載されている。是正勧告は、一般的に、当該事業場において認められた法違反の内容を明らかにし、その自主的な改善を促すものであり、是正勧告を受けたことが開示され、法違反があつ

たことや監督署の指導内容が公となれば、自主的な改善に取り組んでいる事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該部分は、法14条3号イに該当する。

また、当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする事業者と監督官との信頼関係が失われ、今後監督官が行う調査について非協力的となり、監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらには法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。本件においては、是正期日欄を不開示としているが、例えば、文書1①の完結欄の年月日が当該是正期日欄の年月日より遅い場合、事業場が是正勧告書によって求められた期日を守らなかった事業場であるとの印象を与える可能性がある。一方、早い場合はそのような印象を与えるとは考えづらいものの、遅い場合は不開示とし、早い場合は開示とすれば、不開示であれば必ず遅い場合となり、開示した場合と実質的に同様の効果となり、事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じることとなることから、いずれの場合であっても不開示情報として取り扱う必要がある。このため、当該部分は、法14条3号ロ、5号及び7号イに該当する。

さらに、当該部分には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該情報は、法14条2号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 本件は、審査請求人が自らに関する特定事業場による法違反の是正を求めて監督署に申告した事案であり、監督官は、必要な範囲の限りで審査請求人に対して当該事業場で認められた法違反について説明を行っているが、上記の理由から、現に説明を行っていない事項については、審査請求人が知り得る情報とは認められない。

エ 特定事業場から特定監督署へ提出された文書（文書5）

(ア) 文書5①は、上記（1）イのとおり、保有個人情報に該当しないが、仮に保有個人情報に該当するとしても、特定事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、これを開示すると、その内部情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書5②には、特定事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、これを開示すると、その内部情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位そ

の他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 文書5には、審査請求人が特定事業場に対して提出した書類又は審査請求人の署名若しくは押印がある書類が含まれているが、これらは、審査請求人の個人情報であると同時に、法人等が保管している労務管理資料でもあり、法人等に関する情報にも該当する。当該部分は、労働基準関係法令違反に該当するか否かを確認する目的のため、行政機関の要請を受けて任意に提出されたものであり、その中には労働者の個人情報、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報も含まれていることから、包括的にその全てについて開示しないとする明示又は黙示の意思がある条件下で提出され、行政機関においても当該条件を了承していると考えられる。また、法人等が保管している労務管理資料を退職した労働者に対して開示することについて法令上の規定はなく、我が国の労働慣行として行われているとは言い難いことから、通例として開示していないこととされているものに該当し、退職した労働者からその開示を求められた場合、その理由等に応じて諾否の判断することに合理性がある。審査請求書(上記第2の2(1))によると、審査請求人は当該法人に対する訴訟提起のために請求を行っていることが確認でき、仮に法人等に対して開示を求めた場合には拒否されるであろうことが十分想定されるところ、法に基づく開示請求が行われた場合、黙示であっても開示しないことを前提として行政機関に提出した資料が行政機関から開示されるとなると、法人等としては理不尽さを感じる結果となる。このため、本件においては開示しないとする判断が合理的であり、当該部分は、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

なお、民事訴訟手続においては、文書送付の囑託等の手続が定められており、裁判所から行政機関に対して囑託等が行われた場合には、実務上、行政機関から法人等に対して開示の可否について照会を行い、同意が得られた範囲で開示するといった対応を行っている。

(エ) 当該部分は、仮に行政機関が法に基づく開示請求を受けて一方的に非公開約束を破ってこれを開示すれば、契約違反、信義則違反で損害賠償を請求されたり、将来、監督官の要請に対して協力が得られず必要な情報が入手できなくなるおそれがあることから、法14条5号及び7号イにも該当する。

特に法14条5号該当性については、犯罪の予防等に関する情報は一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特

殊性が認められることから、ここでいう行政機関の長の判断は、その判断の基礎とされた重要な事実には誤認があること等により判断が全く事実の基礎を欠くか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くことにより、同判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかでない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められないものと解すべきである（最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決（民集32巻7号1223頁））。本件においても、労働基準行政機関が犯罪の予防活動を行うに当たり、資料の開示を恐れた法人等がその提出に応じなくなるおそれが想定されることから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえない。

(3) 新たに開示する部分について

原処分における不開示部分のうち文書1②、3③及び4③については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、上記第2の2(1)のとおり主張しているが、上記(2)で述べたとおり、法に基づく開示請求に対しては、保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示・不開示を適切に判断しているものであり、審査請求人の主張は上記諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分のうち上記3(3)に掲げる部分を開示することとした上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年12月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月17日 審議
- ④ 令和3年11月4日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年12月17日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 令和4年1月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして、不開示とする原処分

を行った。

これに対し審査請求人は不開示とされた部分の開示を求めているが、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の保有個人情報該当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（1））において、本件対象保有個人情報のうち別表1の2欄に掲げる文書4①及び文書5①について、「審査請求人の個人に関する情報ではなく、審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない」と説明する。

そこで、当該部分が、その内容等に照らして、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

（1）文書4①

当該部分は、特定監督署が特定事業場に是正を求める文書（控）の是正確認欄（表頭部分を除く。）である。当該部分は、是正確認のための押印欄及び確認方式欄から構成され、業務処理上必要な情報であって、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

（2）文書5①（通番5）

当該部分は、審査請求人の申告に関して被申告事業場から提出された書類であり、特定事業場の時間外労働・休日労働に関する協定届の写しである。

当該部分は、その作成、取得の目的等を考慮すると、審査請求人の申告内容と関係があり、同人を識別することができることとなる情報であると認められることから、同人を本人とする保有個人情報に該当する。

3 不開示情報該当性について

（1）開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1

当該部分のうち通番1（2）は、申告処理台帳の「処理経過」欄の記載の一部であり、特定事業場への架電・受電、特定事業場の担当者との面談日程の調整等の事実のみが記載されているにすぎない。その余の部分は、申告処理台帳（同続紙を含む。以下同じ。）の「完結区分」欄の記載及び「処理経過」欄の記載の一部である。当該部分は、

原処分において開示されている情報であるか、又は諮問庁が開示することとしている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分のうち担当者の所属先である特定事業場を指す記載は、当該担当者の氏名と併せて見ると、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であることから、同号ただし書イに該当する。その余の部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質に照らして合理的であるとは認められず、労働基準監督機関内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとも認められない。さらに、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番2

当該部分は、監督復命書の「労働組合」欄に記載された特定事業場における労働組合の有無及び「労働者数」欄の全体欄並びに週所定労働時間数の記載である。このうち週所定労働時間数は、諮問庁が開示することとしている情報から明らかであり、これを含め、当該部分は、当該事業場の職員であった審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、労働基準監督機関内の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ、5号、6号及び7号イ

のいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番 3

当該部分は、監督復命書の署長判決の日付である。当該部分は、原処分において開示されている情報及び諮問庁が開示することとしている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番 5

当該部分は、審査請求人の申告に関し、被申告事業場から提出された特定事業場の時間外労働・休日労働に関する協定書兼協定届の写しである。当該協定については、労働基準法106条1項により、労働者に対する周知義務があることから、当該部分は、特定事業場の職員であった審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

オ 通番 6

当該部分は、特定事業場から特定監督署に提出された是正報告書及びその添付文書の一部であり、下記の理由により、それぞれ審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ウと同様の理由により、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(ア) 通番 6 (1)

当該部分は、特定事業場から提出された是正報告書の一部であり、審査請求人の申告の内容、審査請求人に対する特定事業場の処分の概要及び発生原因の概要が記載されている。

当該部分は、原処分で既に開示されている情報及び諮問庁が諮問に当たり新たに開示するとしている部分から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

(イ) 通番 6 (2)

当該部分は、特定事業場から提出された資料の一部である。そのうち 21 頁は、本件申告事案に係る事実を時系列で記載した資料であり、23 頁は、審査請求人が特定事業場に提出した診断書の写しである。24 頁ないし 133 頁は、審査請求人が特定事業場を相手として提起した民事訴訟の関係資料の写し（地方裁判所における訴状並びに当該訴訟の訴えの追加的変更申立書、地方裁判所判決正本及び控訴審判決正本の各写し）である。22 頁は、23 頁以降の資料の一覧にすぎない。

当該部分は、審査請求人が提起した訴訟の資料、同人の診断書及び同人に関する事実関係の記載であり、同人が知り得る情報であると認められる。

(2) その余の部分（別表の 3 欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法 14 条 2 号、3 号イ及びロ、5 号、6 号並びに 7 号イ該当性

(ア) 通番 1 ① a

当該部分は、申告処理台帳の「処理経過」欄に記載されている特定事業場職員の氏名である。

当該部分は、法 14 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、同条 3 号イ及びロ、5 号、6 号並びに 7 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 1 ① b

当該部分は、申告処理台帳の「処理経過」欄に記載された手書きのメモ及び申告に関する労働基準監督機関の処理方針等を記載した部分であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、労働基準監督機関が行う申告処理に係る手法・内容等が明らかとなり、同機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 7 号イに該当し、同条 2 号、

3号イ及びロ，5号並びに6号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イ該当性

(ア) 通番4②a

当該部分は，是正勧告書（控）の「是正期日」欄の記載であり，監督署が設定した是正措置を取るべき期限が記載されており，審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって，当該部分は，上記ア（イ）と同様の理由により，法14条7号イに該当し，同条2号，3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番4②b

当該部分は，特定監督署から特定事業場へ交付された是正勧告書（控）の「受領者職氏名」欄に記載された特定事業場職員の職名及び署名である。

当該部分は，法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。当該部分は，審査請求人が知り得るものとは認められないことから，同号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また，当該部分は，個人識別部分であることから，法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，同条3号イ及びロ，5号並びに7号イについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ及びロ，5号並びに7号イ該当性

(ア) 通番3

当該部分は，監督復命書の「署長判決」欄のうち日付を除く部分及び「参考事項・意見」欄の記載の一部である。

当該部分には，当該案件についての特定監督署の処理方針等が記載されており，審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって，当該部分は，上記ア（イ）と同様の理由により，法14条7号イに該当し，同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番6

当該部分は，特定事業場が特定監督署に提出した資料のうち当該申告案件に対する特定事業場の見解をまとめた文書の記載の一部である。当該部分には，当該事業場の業務管理に関する内部情報が記載されており，審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため，当該部分は，これを開示すると，当該事業場の権利，

競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ、5号、6号及び7号イ該当性

通番2は、監督復命書の「労働者数」欄の男女別、派遣・パート・有期契約・年少者別数、外国人数、障害者数及び企業全体、「最も賃金の低い者の額」欄並びに「参考事項・意見」欄の一部である。

当該部分には、特定監督署による調査結果及び本件事案についての処理方針が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記ア（イ）と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ、5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号イに該当することからなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の2欄に掲げる文書4①は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当せず、同3欄に掲げる部分を除く部分は同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同2欄に掲げる文書5①は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当し、同3欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号、文書名及び頁		2 原処分における不開示部分			3 2欄のうち新たに開示すべき部分	
		該当箇所	法14条各号該当性等	通番		
文書1	申告 処理 台帳 及び 続紙	1, 2, 9, 10	① a 9頁「処理経過」欄10行目4文字目, 5文字目, 10頁「処理経過」欄13行目7文字目, 8文字目, 29行目7文字目, 8文字目	2号, 3号イ及びロ, 5号, 6号, 7号イ	1	(1) 1頁, 9頁「処理経過」欄20行目17文字目ないし22行目, 10頁18行目, 31行目1文字目ないし16文字目, 32行目18文字目ないし最終文字 (2) 9頁「処理経過」欄10行目36文字目ないし11行目3文字目, 6文字目ないし最終文字, 26行目, 10頁13行目1文字目ないし6文字目, 9文字目ないし14行目, 29行目1文字目ないし6文字目, 9文字目ないし23文字目, 30行目19文字目, 20文字目
			① b 1頁「完結区分」欄, 2頁「処理伺」欄下手書き部分1行目, 2行目, 9頁「処理経過」欄5行目1文字目ないし最終文字, 6行目1文字目ないし7行目最終文字, 8行目1文字目ないし最終文字, 10行目36文字目ないし11行目最終文字, 16行目ないし18行目, 20行目1文字目ないし22行目最終文字, 26行目1文字目ないし最終文字, 10頁「処理経過」欄7行目1文字目ないし9行目最終文字, 13行目1文字目ないし最終文字, 14行目1文字目ないし最終文字, 18行目1文字目ないし最終文字, 29行目1文字目ないし30行目最終文字, 31行目1文字目ないし32行目最終文字(① aを除く。)			
			② 1頁「事業の代表者」欄, 2頁「処理伺」欄, 不開示部分の空欄部分(9頁5行目, 7行目, 8行目, 22行目, 10頁9行目, 13行目, 14行目, 30行目及び			

			3 2 行目), 9 頁 9 行目 1 文字目ないし 1 0 行目 3 5 文字目, 1 3 行目ないし 1 5 行目, 1 0 頁 1 7 行目, 1 9 行目, 2 0 行目			
文 書 3	監督 復命 書	1	① 1 1 頁「労働者数」欄のうち「男」, 「女」, 「派遣」, 「パート」, 「有期契約」, 「年少者」, 「全体」「外国人」, 「障害者」及び「企業全体」, 「労働組合」欄, 「週所定労働時間」欄, 「最も賃金の低い者の額」欄, 1 2 頁「参考事項・意見」欄 6 行目ないし 8 行目	3 号イ, 5 号, 6 号, 7 号イ	2	1 1 頁「労働者数」欄の全体欄, 「労働組合」欄, 「週所定労働時間」欄
		1 2	② 1 1 頁「署長判決」欄, 1 2 頁「参考事項・意見」欄 9 行目	3 号イ及び口, 5 号, 7 号イ	3	1 1 頁「署長判決」欄のうち日付
			③ 1 1 頁「労働者数」欄の「特別 1」「特別 2」, 「面接者職氏名」欄, 「別添」欄, 1 2 頁「参考事項・意見」欄 5 行目, 不開示部分の空欄部分 (8 行目及び 9 行目)	新たに開示	—	—
文 書 4	担当 官が 作成 又は 取得 した 文書	1 3	① 1 3 頁「是正確認」欄 (表頭部分を除く。)	保有個人情報非該当	—	—
			② a 1 3 頁「是正期日」欄 1 行目 ② b 1 3 頁「受領者職氏名」欄	2 号, 3 号イ及び口, 5 号, 7 号イ	4	—
			③ 1 3 頁「違反事項」欄 1 行目 1 文字目ないし 3 文字目, 8 文字目ないし 2 行目最終文字, 2 行目不開示部分の空欄部分, 「是正期日」欄 2 行目, 「是正確認」欄表頭部	新たに開示	—	—

			分			
文書5	特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書	14 ないし135	① 134頁及び135頁	個人情報非該当又は3号イ	5	全て
		35	② 14頁ないし133頁	3号イ及び口, 5号, 7号イ	6	(1) 14頁(3行目日付の数字部分を除く。), 15頁ないし18頁7行目, 11行目ないし16行目, 20行目ないし25行目22文字目, 19頁7行目ないし20頁1行目7文字目, 7行目ないし11行目3文字目, 13行目15文字目ないし15行目12文字目, 17行目ないし20行目 (2) 21頁ないし133頁

(注) 文書2 (請求人から特定労働基準監督署に提出された文書) は, 原処分における不開示部分を含まないことから, 記載を省略した。